平成２４年（フ）第１６６号
高知県吾川郡いの町3402番地５　小笠原喜代恵方、住民票上の住所高知市神田2289番地８ルーチェ102
債務者　田村智夜子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８０号
高知県吾川郡いの町天王北２丁目２番地８
債務者　濵岡　裕次
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８７号
高知県吾川郡いの町3012番地　グリーンハウスいの202
債務者　土居　邦雄
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４７号
福岡市西区野方６丁目23番５―106号
債務者　政時　哲夫
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７号
山形県鶴岡市下川字窪畑64番地
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２７０号
神奈川県平塚市天沼１番29号　コーポ天沼202号
債務者　土屋允有希
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２８号
香川県木田郡三木町大字下高岡2403番地21
債務者　中尾　浩子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５０号
香川県東かがわ市白鳥1369番地３
債務者　平尾　　崇
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５０号
香川県三豊市豊中町比地大2548番地２
債務者　住友　和代
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２３１９号
福岡県福岡市東区若宮４丁目２番15―503号
債務者　池田　　徹
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２０号
福岡県福岡市東区若宮４丁目２番15―503号
債務者　池田　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番10―304号
債務者　岡田　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０号
福岡県大野城市月の浦２丁目８番１号
債務者　小倉　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３２号
福岡市東区馬出４丁目８番33―405号
債務者　冨永　治利
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２３号
福岡県春日市塚原台２丁目83番地アンリシール103号
債務者　宮内　信満
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５７号
福岡市中央区薬院３丁目４番23―803号
債務者　西村　啓司
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２３号
福岡市早良区賀茂２丁目42番25―106号
債務者　田中　　暢
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４１号
福岡県太宰府市大佐野５丁目14番14号ほたるの里槇Ｂ―105号
債務者　毛利　正和
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部